

協力隊掲示板 ～ もっと知りたい！おらほの協力隊 ～

「地域おこし協力隊紹介コーナー」開設！

役場マチドマの一角にポスターを掲示し、南三陸町地域おこし協力隊の隊員9名を紹介しています。隊員が日頃取り組んでいる活動はもちろんのこと、協力隊になったきっかけや、南三陸の好きなところ、休日の過ごし方など、隊員の素顔にも迫ることができる内容になっています。チラシによるイベントの案内など、展示内容は随時更新していますので、役場にお越しの際にはぜひお立ち寄りください。

協力隊に応援メッセージを伝えませんか

協力隊紹介コーナーには、令和元年12月から、協力隊への応援メッセージを書き込むことができるノートを設置しています。協力隊が実施したイベントや製品の感想など、協力隊に伝えたい皆さんの声をお寄せください。

☎ 企画課地方創生・官民連携推進室 ☎46-1371



教えて！

消費生活相談所 要注意!! 電話の契約

「ひかり電話なら安くなると言われて契約したのに、高くなった。」
「料金の内容が説明と違うから元に戻そうとしたら、解約金を請求された。」
「回線の切り替え工事の料金が高い。」など、現在、消費生活相談所ではひかり電話に関する相談が増えています。

平成27年2月より、NTT以外の通信事業者も光回線サービスの提供ができるようになりました。現在は様々な事業者が多様な料金体系の光回線サービスを用意しています。

契約の相手（契約先がNTTでないこともあります。）や内容など、分からないことがないようにしっかり確認・検討し、契約しましょう。特に電話勧誘はトラブルになりやすいため、注意してください。

もし、トラブルになってしまった時や、トラブルになりそうだと感じたときは南三陸町消費生活相談所または消費生活ホットライン☎188（土・日受付可）にご相談ください。

☎ 南三陸町消費生活相談所 ☎29-6215

毎月11日は「南三陸町安全・安心の日」

～1月11日は「家庭内・企業内の防災会議の日」です～

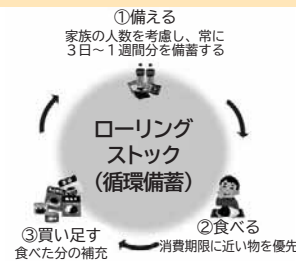
家族や社員が一同に会する場も多いこの時期に、非常食や飲料水の備蓄の状況、非常持出品の保管場所などについて確認を行いましょう。

町では、非常食や飲料水などの「3日分の備蓄」を強くお願いしています

町などの公的機関が町民の方々全員分の食料（例：1万5千人×3食×3日＝13万5千食。乳幼児向けの対応・アレルギー対策なども必要）や飲料水をあらかじめ保管し、これを迅速かつ的確に行き渡らせることには、やはり限界があります。

この機会に、3日分としてこういったものをどのくらい備蓄しているかについて確認し、家族や社員でその情報を共有しましょう。

大規模な災害の発生時に限らず、停電などの際にも役立ちます。皆様のご理解とご協力を強くお願いします。



家族や社員それぞれの避難場所・緊急時連絡先なども確認し、情報を共有しましょう。

安全な高台などの避難・集合場所、緊急時の連絡方法・連絡先を確認しましょう

より高い場所・より安全な場所について話し合い、確認しましょう。また、家族が仕事に出た後や社員が外に出ている場合に、それぞれが避難を予定する場所などの情報を共有しましょう。

こうした取り組みは、大規模な災害の発生時における迅速な安否確認にも役立ちます。

「減災」は、皆さん一人一人、そして家庭や企業における取り組みが基本となります。この1年も、「自助」や「共助」としての取り組みについてよろしくお願いします。

☎ 総務課危機対策係 ☎46-1376

南三陸町学校給食費助成金制度の案内

この制度は、町立小・中学校に在学する児童生徒の学校給食費を負担する保護者に対し、その経費の一部を助成することにより、保護者の負担を軽減するとともに、児童生徒の教育を受ける機会の確保に資するため、南三陸町学校給食費助成金を交付するものです。

助成の対象

南三陸町に在住で、2人目以降の子が町立小・中学校に在学する児童生徒の保護者が対象です。ただし、就学援助（東日本大震災に起因するものを含む）を受給されている世帯は対象となりません。

助成金額

助成金は、毎年度の3月1日までに保護者が負担した在学児童生徒に係る学校給食費の額に対し、次の割合で交付します。

- （1）在学児童生徒が2人目の子である場合 10分の5
- （2）在学児童生徒が3人目以降の子である場合 10分の9

申請の手続き

手続きの詳細については、2月に在学する学校を通じてお知らせしますので、申請書に必要事項を記入押印の上、必要書類を添付して学校に提出してください。

☎ 教育委員会教育総務課 ☎46-2604

令和2年度 南三陸町育英資金奨学生募集

【貸付内容】

■貸付金額

- ①大学・大学院等（専門学校を含む）に在学または入学見込みの人
 - ・月額4万4千円以内
 - ・入学時貸付金50万円以内
- ②高等学校に在学または入学見込みの人
 - ・学校所在地が町内の場合：月額1万円以内
 - ・学校所在地が町外の場合：月額1万5千円以内

■貸付条件

- 貸付利子…無利子
- 貸付期間…5年以内（修業年限）
- 返還期間…貸付終了の翌年4月から10年以内
- ※貸付者は若干名で、貸付決定者には本人宛に通知します。
- ※貸付者は選考委員会により決定します。

※貸付対象の要件を満たさない場合は、貸付ができない場合もあります。

※他の奨学金との貸付併用はできません。

【受付期間】 2月13日(木)～3月16日(月)

【提出書類】

- 1 育英資金貸付申請書・育英資金奨学生推薦書
- 2 住民票（世帯全員）
- 3 令和元年分の世帯全員の所得を証明する書類（源泉徴収票、確定申告書の写しなど）
- 4 滞納がないことの証明書
- 5 在学証明書または入学予定を証明する書類の写し（新たに入学する場合は合格通知書等の写し）
- 6 その他教育委員会が必要と認める書類

【提出先】 教育委員会教育総務課

☎ 教育委員会教育総務課 ☎46-2604

児童生徒の保護者の皆様へ（令和2年度以降の就学援助費助成制度）

東日本大震災を起因とした理由により、り災証明書や課税証明書などで就学援助の認定を行ってきましたが、令和2年度から認定基準の一部見直しを行い、従来の就学援助の認定基準に相当する人が対象となります。

詳しくは、12月に児童生徒を通じて配布しました通知をご覧ください。不明な点などがございましたら担当までお問い合わせください。

☎ 教育委員会教育総務課 ☎46-2604